

ประกาศคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน

ที่ 7/2567

เรื่อง แก้ไขเพิ่มเติมประกาศคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน ที่ 8/2565

非公式訳

投資委員会布告

第 7/2567 号

件名：投資委員会布告第 8/2565 号の改定増補

仏暦 2565 年 (2022 年) 12 月 8 日付投資委員会布告第 8/2565 号「投資奨励政策および基準」に引き続き、

技術レベルおよび産業の重要性、現在の経済状況に応じるようにするために投資奨励基準および恩典を見直すことを目的とし、投資委員会は仏暦 2520 年 (1977 年) 投資奨励法第 16 条の権限に基づき、以下のように発布する。

第 1 項 仏暦 2565 年 (2022 年) 12 月 8 日付投資委員会布告第 8/2565 号の第 5 項 プロジェクト認可基準の 5.1.4 項の内容を廃止し、以下の内容を代わりに使用する。

「5.1.4 金属の溶解を有するプロジェクトは法人所得税免除の恩典を使用する前に、ISO14000 またはその他相当する国際規格を取得すること。なお、法人所得税免除の恩典を使用しないあるいは取得できない場合は、操業開始期限日までに当該認証を取得すること。」

第 2 項 仏暦 2565 年 (2022 年) 12 月 8 日付投資委員会布告第 8/2565 号の第 12 項 奨励期間中の機械輸入税免除の恩典の 12.3 項の内容を廃止し、以下の内容を代わりに使用する。

「12.3 操業開始許可取得後であるか否かを問わず、A グループ事業において奨励を取得した電子製品およびその部品の製造プロジェクトに使用される機械で、既存の機械の刷新や代替するため、または既存プロジェクトの生産能力向上のための機械」

第 3 項 本布告は布告の発布日以降に提出される奨励申請書に適用する。

発布日：仏暦 2567 年 (2024 年) 6 月 28 日

ピチャイ・チュンハバジラ

(ピチャイ・チュンハバジラ)

副首相

投資委員会委員長